

農業経営改善計画認定申請書 記載上の留意点

※ 別紙記載例を参考に、下書きしてから申請書に記載願います。

1. 申請者

- (1) 申請者の住所・氏名（フリガナ）・年齢・生年月日・電話番号（自宅・携帯）を記載
- (2) 農業生産法人の場合は、氏名欄に法人名を記入し、法人設立年月日、代表者氏名、法人番号を記載する。
- (3) 共同申請の場合は、氏名欄に家族経営協定で締結された共同経営者のうち、共同申請者を連名で記載し、生年月日欄にそれぞれの生年月日を記入する。

2. 目標年度は5年後とする。

3. 「①農業経営体の営農活動の現状及び目標 (1) 営農類型」

- (1) 該当する営農類型「1つ」にチェックしてください。
 - ・「単一経営」とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門（作物）の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める経営をいう。
 - ・「複合経営」とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門（作物）の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない経営をいう。
 - ・「工芸農産物」とは、さとうきび、たばこ、茶、てんさい、こんにゃくいも、なたね、いぐさ、ホップ、ごま、はっか、じょちゅうぎく、ラベンダー、薬用作物などの作物をいう。
 - ・「その他の作物」には、芝、種苗、栽培きのご類（施設栽培を含む）、桑葉、牧草等の販売を含む。
 - ・「その他の畜産」には、養蚕、馬を肥育しての販売、めん羊、やぎ、うさぎ、うずら、その他の毛皮獣及びミツバチの飼養等の販売を含む。

4. 「①農業経営体の営農活動の現状及び目標 (2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標」

- (1) 年間農業所得は、粗収益から経営費（変動費＋固定費）を差し引いた金額とする。
- (2) 年間農業所得は、農畜産物の生産及び農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業に係る所得を記載する。
- (3) 年間労働時間は、上記（2）に係る労働時間について記載する。
- (4) 年間労働時間は、経営体の年間労働時間の合計及び主たる従事者1人あたりの年間労働時間を記載する。

5. 「②農業経営の規模拡大に関する現状及び課題 (1) 生産」

- (1) 作目・部門毎の作付面積と生産量について、現状及び目標を具体的に記載する。
※作目名は具体的な作物の種類を記載する。（「果樹」などではなく、「さくらんぼ」「もも」などと記載する。）
- (2) 1つの農地で2作以上している場合は、後作の作目の作付面積欄に（後作）と記載する。
また、合計欄には、延べ面積を記載する。
- (3) 作目・部門名については、露地栽培と施設（ハウス・雨よけ等）栽培等の区別をするために、施設栽培については、作目名の後に（ハウス）、（雨よけ）等の表示をする。

6. 「②農業経営の規模拡大に関する現状及び課題 (2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業（売上げ）」

- (1) 農畜産物を原料または材料として使用して行う製造または加工、小売業（直売所）、観光農園、体験農園、農家民宿、農家レストラン、作業受託（特定作業受託は含まない）などを記載する。

- 作業受託：販売権を持たず作業の一部（耕起・代掻きのみなど）を請け負うことをいう
- 特定作業受託：耕起・代掻き、田植え、収穫・脱穀等全ての基幹作業を請け負い、生産物の販売権及び処分権を有するものをいう。

7. 「②農業経営の規模拡大に関する現状及び課題 (3) 農用地及び農業生産施設」

- (1) その他には、特定作業受託（作物別に、主な基幹作業（水稲にあたっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあつてはこれらに準ずる農業を受託することをいう。）を受託する農地（（1）申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、（2）当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の面積のみ記載する。
- (2) 農業用生産施設には、畜舎、蚕室、温室その他これらに類する農畜産物の用に供する施設を記載する。
※パイプハウスや雨除けハウスなども記載する。

8. 「③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置」

- (1) 農用地の利用条件（ほ場の区画の大きさ、団地化）、作物・部門別合理化の方向その他の生産方式の合理化について記載する。

9. 「④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置」

- (1) 簿記帳等の会計処理、経営内役割分担、経営の法人化等について、現状、目標及びその達成のための措置について記載する。

10. 「⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置」

- (1) 休日制の導入、人材確保に向けた就業規則等の整備、相続・経営継承に関する取組等について、現状、目標及びその達成のための措置について記載する。
- (2) 家族経営協定を締結している場合は、①家族経営協定を締結していること、②協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。

11. 「⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置」

- (1) 上記③から⑤以外の取組等について記載する。
- (2) 農業改良資金等の制度資金の融資を受けることを予定する場合には、予定年度、予定資金、資産及び負債の現状、今後の資金需要等を記載する。

12. 「(参考) 経営の構成」

- (1) 農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載する。
- (2) 法人経営の場合は、氏名欄には役員の氏名を、代表者との続柄欄には役職をそれぞれ記載する。
- (3) 主たる従事者とは、農業経営において主体的な役割を担う者となる。例えば、家族経営における世帯主、法人経営における経営者・役員等が当たることが一般的だが、個々の農業経営の実態に応じて記載する。
- (4) 目標の年間農業従事時間について、原則として1,900時間を超えないようにすること。
- (5) 臨時雇は、雇った又は雇う実人数と年間の延べ人数を記載する。
延べ人数には、1年間に3人を20日間ずつ雇いあげた場合は、60人と記載する。

（裏面あり）

13. 「(別紙1) 生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画

- (1) 今後取得する予定の農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア等を記載する。

14. 「(別紙2) 農業用施設の整備(農業経営基盤強化促進法第12条第3項関係)」

- (1) 農業用施設を整備する場合に記載する。
- (2) 経営改善計画に記載することが可能な農業用施設は以下のとおり。
- ① 畜舎、蚕室、温室、植物工場、農産物出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設など、農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
 - ② 堆肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設など、農業生産資材の貯蔵又は保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。)の用に供する施設
 - ③ 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設
ア、農畜産物処理加工施設(主として、自己の生産する農畜産物等を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設)
イ、農畜産物販売施設(主として、自己の生産する農畜産物等又は農畜産物等加工品の販売の用に供する施設)
ウ、農家レストラン(主として、自己の生産する農畜産物等若しくは農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設)
 - ④ 農業廃棄物処理施設(廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設)
 - ⑤ 農用地又は①～④に掲げる施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び場所

15. 「(別紙3-1) 農地法の特例措置(農業経営基盤強化促進法第14条第1項関係)」

- (1) 農地法の特例措置(農地を農地以外のものにする場合)を受けようとする場合に記載する。

16. (別紙3-2) 農地法の特例措置(農業経営基盤強化促進法第14条第2項関係)」

- (1) 農地法の特例措置(農用地を農用地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合)を受けようとする場合に記載する。

17. 共同申請の場合

- (1) 家族経営協定書の写しを添付すること。
- (2) 協定書の内容は、申請書名義人全員が経営の基本的な事項に関する意思決定に参画し、経営の役割分担、収益配分が明確にされていること。
- (3) 家族経営協定書の作成及び締結については、村山総合支庁農業技術普及課にご相談ください。
(村山総合支庁農業技術普及課 TEL: 621-8280)

18. (参考) 複数の市町村で営農しており、それぞれの市町村の計画認定を受けたいとき(令和2年度より)

- (1) 山形県内の複数の市町村で営農しており、それぞれの市町村の計画認定を受けたい場合は、村山総合支庁農業振興課(TEL: 621-8387)が窓口となります。